

(案)

市有財産売買契約書

売渡人 蒲郡市（以下「甲」という。）と 買受人_____（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、市有財産売買契約を締結する。

記

1 売買物品

車名	
年式	
車台番号	
型式	
乗車定員	
総排気量	

2 売買金額 金_____円

（消費税および地方消費税相当額を含む）

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、既納の入札保証金は全て契約保証金として充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第9条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が第3条に定める義務を履行したと同時に、契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が第3条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第3条 乙は、甲から納入通知書により売買代金の請求を受けたときは、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額をその納入通知書に記載されている納期限までに、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の支払いを遅延したときは、甲は、乙に対し、前項の納期限から納付の日までの日数に応じ、売買代金に蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号。以下「規則」という。）

第41条に規定する違約金による損害金の率を乗じて計算した額（1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。）を支払うものとする。

（所有権の移転等）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、乙に権利移転登録に必要な書類を渡し、乙は「使用者の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に売買物品と必要書類を持ち込んで移転登録の手続きをすると共に、登録完了後は登録を証する書面の複写を甲に提出する。また、これに要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第5条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から30日以内で両者の定める日に、当該物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま買受人に引渡すものとする。

2 乙は、甲の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。またこれに要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第6条 乙は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

(危険負担等)

第7条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲乙双方の責に帰することのできない事由により毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、又は修復の請求をすることができない。

2 乙は、甲乙双方の責めに帰することができない事由により、引渡し前に当該物件が滅失又は毀損した場合には、本契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定により本契約が解除された場合、既に納付された金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、当該土地の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(契約解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告すると共に、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告または被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人 住所 蒲郡市旭町17番1号
氏名 蒲郡市長 鈴木 寿 明

買受人 住所
氏名

実印